（公印省略）
産第３４４ － ３２号
令和４年１１月２２日

県内経済団体 代表者 様

群馬県産業経済部長　大久保　聡

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素から、本県の産業振興行政の推進及びワクチン接種推進の取組に多大なる御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、国では、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています ※1）。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース ※2） においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このような中、上記の趣旨について幅広く周知を行う観点から、別添のとおり経済産業省から企業への周知・働きかけについて協力依頼がありました。

つきましては、今回の趣旨を御理解いただき、県内経済団体様におかれましては、地域の事業主団体及び企業等にご周知頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

※１）「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和４年９月８日）別紙「Withコロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」
（https://corona.go.jp/withcorona/）
※２）「第２回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和４年10月18日）資料１「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf）

（事務担当）
産業政策課
調整ＤＸ・推進係　栗間
電　話：027-226-3314
ＦＡＸ：027-223-7875